

## 新型コロナウイルスに対する弁護士会対応

令和2年2月26日

佐賀県弁護士会会長 奥田 律雄

### 【総論】

政府新型コロナウイルス感染症対策本部は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日）を決定し、また本日、安倍首相は同基本方針からさらに踏み込んで、これから2週間の多数の観客が集まるスポーツ・文化イベントの中止・延期・規模縮小を要請することを発表した。

当会の各種活動に政府対策本部の想定する多数の参加があるイベントは見当たらないが、当会の各種活動の中で他者と2メートル超の距離を空けることができない場合は多数存する。感染防止対策を施さずに他者と2メートル超の距離を空けられない場合には、濃厚接触を生む危険性があり、当会としては濃厚接触を排除しなければならないと考える。

その一方、当会は、弁護士会が行っている各種活動を一律に中止すべきとは考えない。当会は、弁護士会の各種活動について、一般の方の参加があるか、見込まれる参加人数はどの程度か、弁護士会が受託者等として他者のために実施する義務のある活動か、延期等の代替措置は容易かなどの種々の事情を考慮して、実施の可否を検討する。

佐賀県での感染の報告は現時点で存在しないが、PCR検査が重症のおそれある者の確定診断のための検査に移行しようとしていることを踏まえ、報告は存在しないが感染がすぐ近いところにあり得る前提で対応を考えることが相当である。

### 【弁護士会館への来館】

当会は、すべての来館者（会員、会職員、会員事務所職員、相談者、出入り業者ほか）に対し、入館時・適時のアルコール消毒液（当会用意）による手指消毒を要請し、マスク着用を推奨する。手指消毒に協力いただけない方の来館はお断りする。

当会は、すべての来館者について、風邪・発熱の症状がある方については、来館を控えることを要請し、協力いただけない方の来館はお断りする。

### 【弁護士会館での行事・事業など】

・市民も参加する当会主催・共催のイベント

- ①延期・中止ができない特段の理由があること
- ②風邪・発熱の症状のある者が参加しないこと
- ③全員が手指消毒をしていること

- ④参加者全員にマスクを配布する準備を開催委員会等が整え、実際に参加者全員にマスクを着用させること
- ⑤参加者は、相互に2メートル超の距離を置いて所在することを条件に、開催を容認する
- ・外部講師を招いた当会主催・共催の研修
  - ①延期が容易でないこと
  - ②風邪・発熱の症状のある者が参加しないこと
  - ③全員が手指消毒をしていること
  - ④外部講師から延期の希望がないこと
  - ⑤参加者は、相互に2メートル超の距離を置いて所在することを条件に、開催を容認する
- ・会員だけのイベント、委員会、研修
  - ①延期が容易でないこと
  - ②風邪・発熱の症状のある者が参加しないこと
  - ③全員が手指消毒をしていること
  - ④参加者は、相互に2メートル超の距離を置いて所在することを条件に、開催を容認する
- ・弁護士会館の有料貸出し

令和2年3月15日までの間、新規貸出しを原則停止する。  
このほか、すでに貸出し許可を与えているもの、新規貸出しの例外として以下の条件を設定し、履行できない場合には貸出し許可を取り消す。

  - ①延期・中止ができない特段の理由があること
  - ②風邪・発熱の症状のある者が参加しないこと
  - ③全員が手指消毒をしていること
  - ④参加者全員にマスクを配布する準備を貸出し許可申請者が整え、実際に参加者全員にマスクを着用させること
  - ⑤参加者は、相互に2メートル超の距離を置いて所在すること
- ・懇親会

令和2年3月15日までの間、弁護士会もしくは委員会が呼び掛けて行う懇親会の開催を容認しない。
- ・法律相談、示談あっせん等
  - ①風邪・発熱の症状のある者がいないこと
  - ②全員が手指消毒をしていること
  - ③弁護士会が手配する会員がマスクを着用していることを条件として、可能な限り開催する。
- ・弁護士会館以外で実施される法律相談等

- ①弁護士会が手配する会員がマスクを着用していること
  - ②派遣先から中止の要請がないこと
- を条件として、可能な限り開催する。

以上